

(案)

厚生年金基金代行返上益の活用策に関する検討委員会(仮称)規約

(目的)

第1条 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6社」という。)で発生する厚生年金基金代行返上益(以下「代行返上益」という。)のうち、その原資が高速道路利用者の負担に由来するものに関し、活用策を審議するため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、6社の協力のもと、厚生年金基金代行返上益の活用策に関する検討委員会(仮称)(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号について審議する。

- 一 代行返上益の活用策の基本的考え方及び用途に関する事項。
- 二 その他委員会の目的達成に必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、別紙の委員により構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(開催及び決議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに随時開催する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会の開催が困難な場合、事務局が各委員に説明し聴取した意見を全委員に報告した上で、全委員が合意を示した事項について、委員会を開催して決定したものとみなすことができる。

(委員会の公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。会議の配付資料及び議事概要は公開するものとするが、委員長が委員会に諮って定めるところにより非公開とすることができる。

(オブザーバー)

第7条 国土交通省道路局総務課高速道路経営管理室及び高速道路課は、委員会にオブザーバーとして参加する。

(委員以外の者の出席)

第8条 機構及び6社は委員会に出席し、委員の求めに応じて、説明を行い又は意見を述べることとする。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第10条 委員会の運営は、6社の協力を得て、機構において行う。

(設置期間)

第11条 委員会の設置期間は、委員会の審議が終了するまでの間とする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この規約は平成30年4月12日から施行する。

(別紙)

厚生年金基金代行返上益の活用策に関する検討委員会(仮称)
委員名簿

石田東生 筑波大学特命教授

大串葉子 相山女学園大学現代マネジメント学部教授

梶川 融 太陽有限責任監査法人代表社員会長